

工事番号		(様式 - 1)												
市 長		副 市 長		部 長		課 長		係 長		精 算 者		設計 者		
令和 7 年度 上諏訪1区調査図素図作成業務委託 閲覧設計書														
諏訪市 上諏訪 地内														
設 計 大 要					施 工 方 法				委 託					
調査図素図作成業務 1.0式 (A = 0 . 0 9 5 k m 2)					施工期間				日間					
					起工予定年月日				令和 年 月 日					
					竣工予定年月日				令和 8 年 3 月 19 日					
					契約保証方法									

総括情報表

頁0-0002

事務所名 変更回数 適用単価区分 単価適用地区 実施設計単価表等の適用日	61 諏訪市 0 1 実施単価 42 3 諏訪 07.12.01
発注区分 消費税率(%) 地域区分(安全費) 電子成果品作成費	当世代 41 一般 10 % 01 率分計上無し 02 その他又は計上なし
	前世代

* * 測量業務費 * *

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 測量業務費 **					
調査図素図作成	1	式			
打合せ	1	業務			
** 直接作業費 **					
** 直接測量費 **					
** 諸経費 **					
** 測量業務価格計 **					
** 消費税等 相当額計 **					
** 測量業務費計 **					

工種明細表

工種 第0001号表

直接人件費

工種明細表

頁0-0005

工種 第0002号表

図面作成

工種明細表

工種 第0004号表

頁0-0007

工種明細表

工種 第0005号表

頁0-0008

打合せ

工種明細表

頁0-0009

工種 第0006号表

令和7年度 上諏訪1区調査図素図作成業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、諏訪市(以下「発注者」という)が実施する「令和7年度上諏訪1区調査図素図作成業務」(以下「本業務」という)に適用するものとする。

(法令等)

第2条 本業務は、この特記仕様書によるほか、下記の関係法令及び規定等に基づき、監督員の指示に従い実施しなければならない。

- (1)国土調査法
- (2)国土調査法施行令
- (3)地籍調査作業規程準則
- (4)地籍調査作業規程準則運用基準
- (5)その他関係法令、規則、準則、細則等

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は契約締結日から令和8年3月19日(木)までとする。

(業務計画書)

第4条 業務計画書の作成

業務着手にあたっては、業務上必要な資料を収集した上で業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。業務計画書には以下の項目を記載するものとする。

- ①業務内容
- ②実施方針
- ③業務実施体制
- ④業務工程
- ⑤打合せ計画
- ⑥連絡体制(緊急時含む)
- ⑦その他(監督員の指示するもの)

(主任技術者)

第5条 主任技術者は業務の計画を立案管理し、常に業務に関する一切の事項を処理する者とし、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1)資格要件

主任技術者は、測量士資格に加え、地籍調査実施全般にわたる総合的な指導・監理・技術評価能力を有する地籍総合技術監理者の資格を有すること。

(2)その他

- ①本業務が完了するまで責任を持って関わる意志と能力を持つ者であること。
- ②受注者に公告日の3ヶ月以上前から雇用されている者とする。
- ③主任技術者の変更は認めないものとする。ただし、本人の死亡、病休等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を市の承認を得て配置するものとする。

(調査区域)

第6条 本業務の実施区域は諏訪市(上諏訪1区)とし、別添の「上諏訪1区地籍調査実施区域」に示すとおりとする。(A=0.095km²)

(作業内容)

第7条 本業務の作業内容は次の項目とする。

調査図素図の表示については「調査図素図表示例」(昭和32年10月24日付け経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達)を参考とすること。

(1)調査図素図・調査図一覧図の作成

- ①発注者より貸与された電子データ(公図データXML、登記情報データCSV)により作成。
- ②地籍データと登記簿の照合の実施。

(打合せ協議)

第8条 打合せ協議は、初回、中間、成果品納入時を原則とし、3回以上行うものとする。

(成果品)

第9条 成果品は下記のとおりとする。

本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により成果品に不備等が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講ずるものとする。また、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

(1) 報告書(紙ベース) :1部

(2) 調査図素図・調査図一覧図

紙ベース :2部

電子データ (CAD、PDF) :2部

(CADデータの形式については発注者と受注者が協議の上、決定する)

(成果品の帰属)

第10条 成果品の帰属は下記のとおりとする。

成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認なしに他に公表、貸与および使用等してはならない。

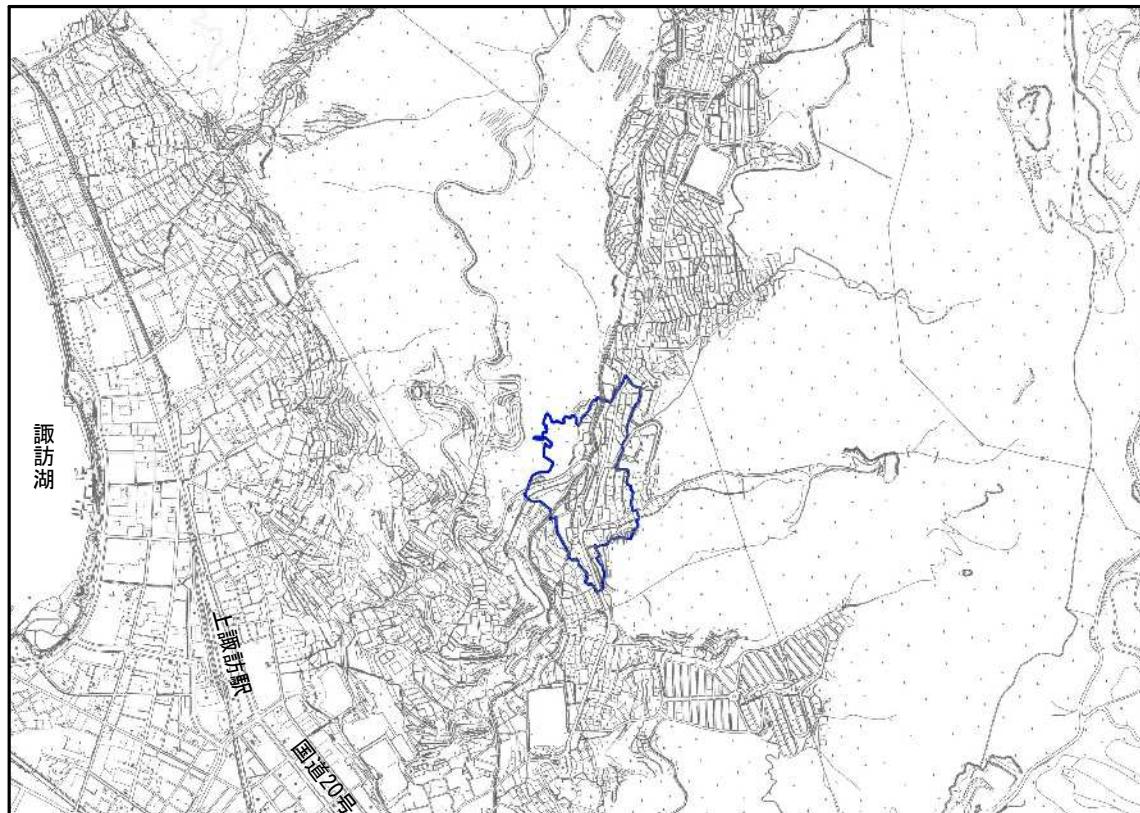
(機密の厳守)

第11条 受注者は本業務上で知り得た情報については、発注者の承諾を得ず他へ公表してはならない。また、個人情報保護法に定められた事業者の義務等を遵守しなければならない。

(その他)

第12条 本仕様書によりがたい場合は、その都度発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

別添 上諏訪1区地籍調査実施区域



(詳細)

